

第4章 支援等のための体制整備への取組

1 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

○ 主な取組

- ・ 地方公共団体における総合的対応窓口の設置及び地域住民に対する周知の促進

【施策番号150】

警察庁においては、市区町村における犯罪被害者等施策の窓口となる部局（以下「施策主管課」という。）の確定状況等について定期的に確認しており、平成28年度以降、全ての市区町村で施策主管課が確定している。また、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員を対象とする研修会等、様々な機会を通じ、市区町村において犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の設置を要請しており、全国1,721市区町村（政令指定都市を除き、東京23区を含む。）についても、31年4月現在、全ての市区町村において、総合的対応窓口が設置されている。都道府県・政令指定都市については、23年度以降、全地域において、総合的対応窓口が設置されている。

これら地方公共団体における総合的対応窓口のほか、都道府県・政令指定都市が行っている犯罪被害者等への支援施策等について、警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」（<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/madoguchi/madoguchi.html>）に掲載し、国民に対する周知に努めている。

- ・ 地方公共団体における専門職の活用及びこれらとの更なる連携・協力の充実・強化

【施策番号152】

警察庁においては、犯罪被害者等の生活支援を効果的に行うため、地方公共団体に

対し、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員を対象とする研修会等、様々な機会を通じ、犯罪被害者支援分野における社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理師等の専門職の活用を働き掛けるとともに、総合的対応窓口と関係機関・団体との更なる連携・協力の充実・強化を要請している。

平成31年4月現在、13都道府県・政令指定都市、80市町村において、総合的対応窓口等に専門職を配置している。

- ・ 地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者支援の促進

【施策番号153】

警察庁においては、地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者支援に資するよう、犯罪被害者等に関する条例の制定及び計画・指針の策定状況について情報提供を行っている（警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」：<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/jorei/jorei.html>）。

また、「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」では、犯罪被害者等の支援に特化した条例の制定を取り上げ、当該条例に基づく主な支援施策等を紹介しているほか、平成29年3月には、都道府県・政令指定都市における犯罪被害者等支援に特化した条例集を取りまとめるなど、地方公共団体に対する情報提供に努めている。

31年4月現在、63都道府県・政令指定都市、588市区町村において、犯罪被害者等に関する条例の制定又は計画・指針の策定が行われている。

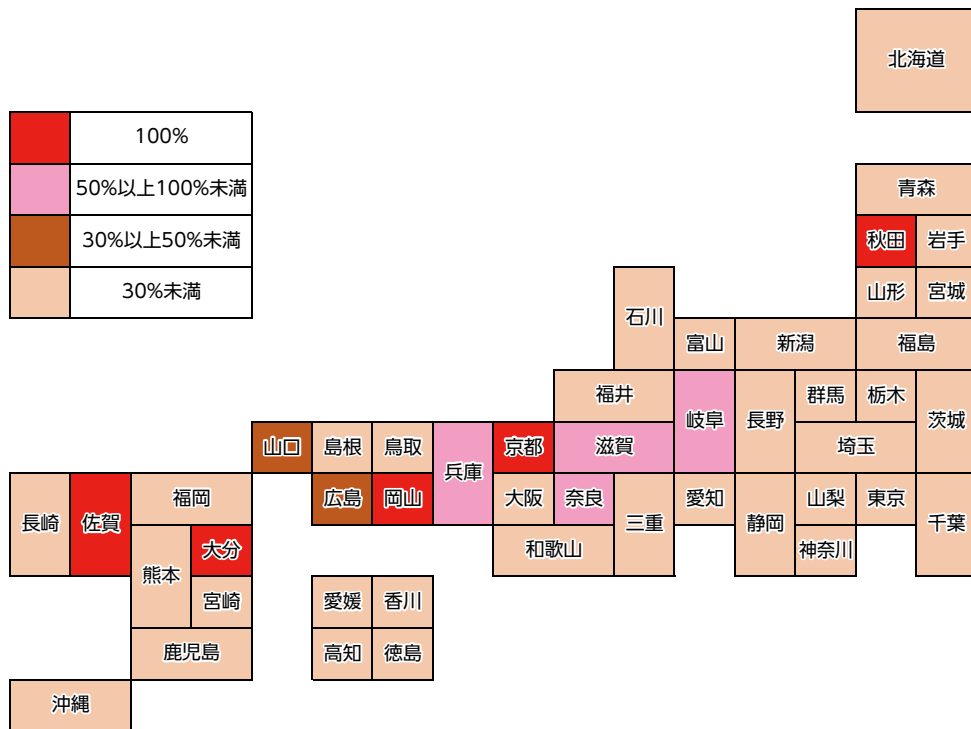


犯罪被害者等の支援に特化した条例の制定状況

警察庁においては、地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者支援の促進のため、犯罪被害者等に関する条例の制定等について情報提供を行っているところ、全国の地方公共団体において、犯罪被害者等の支援に特化した条例（以下「特化条例」という。）を制定する動きが広がっている。

平成31年4月1日現在（47都道府県、20政令指定都市、1,721市区町村中）、17道府県、6政令指定都市、272市区町村において特化条例が制定されている。

特化条例の制定状況（市区町村）平成31年4月1日現在



※ ここでいう特化条例とは、専ら犯罪被害者等の支援に関する事項について定めた条例をいい、犯罪被害者等に対する見舞金支給についてのみ定めた条例も含むが、安全で安心なまちづくりの推進に関する条例等のように、条例の一部に犯罪被害者等のための施策が規定されているものは含まない。



地方自治体における犯罪被害者等支援～特化条例の制定・改正

【神戸市】

神戸市では、平成25年4月から神戸市犯罪被害者等支援条例を施行し、日常生活の支援、広報啓発、関係機関との連携等により犯罪被害者等支援に取り組んできたところ、同条例制定から5年が経過し、犯罪被害者等を取り巻く環境や支援のニーズが変化してきていること等を踏まえ、30年7月に同条例を改正して支援内容の拡充を図った。

改正点として、まず、事件発生直後の日常生活支援等の一部を拡充し、市の責務として行うことを明確化した。

また、民間支援団体や区役所と連携するなどして窓口を一元化（ワンストップ申請）し、来所する他の市民と接触しない犯罪被害者等の専用スペースを確保するなど、犯罪被害者等のプライバシー保護に努めることについても市の責務として明確化した。

さらに、被害者家庭の子供に対する教育支援を新設し、被害者家庭の子供について、家から学校までの送迎費用、事件の影響により学校に通えなくなった場合における家庭教師の費用等に関して、その半額を補助（1人上限5万円）することとした。

神戸市では、犯罪被害者等に一番身近な基礎自治体として、中長期的かつ途切れない支援のために支援制度の拡充・広報啓発等に取り組んでいくこととしている。

【横浜市】

横浜市では、平成24年度に「横浜市犯罪被害者相談室」を開設し、犯罪被害者等が地域で平穏な生活を営むことができるように、相談に応じ支援を行っているが、犯罪被害者等の抱える問題は多岐にわたり、様々な支援が必要となっている。

そこで、横浜市では、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる地域社会の実現に向け、犯罪被害者等への支援の充実や、市民の理解・協力の確保等の観点から、犯罪被害者等の支援について市、市民等及び事業者のそれぞれの責務を明確にするとともに、経済的な負担の軽減や被害からの早期回復のための支援等を盛り込んだ「横浜市犯罪被害者等支援条例」を30年12月に制定した。

条例では、基本理念において二次被害及び再被害の防止への配慮を明記した。また、条例に基づく支援策として、日常生活を営むことが困難となった犯罪被害者等に対しての家事・育児等のサービスの適切な提供や被害により従前の住居に居住することが困難となった場合の転居費用の助成、経済的負担の軽減を図るための一時的な生活資金の助成、精神的被害から早期に回復するための支援等を盛り込んだ。こうした支援施策は、死亡や重傷病の被害だけでなく、強制性交等罪等の性犯罪被害者も対象としている。

さらに、市内で発生した犯罪等により旅行者等市民以外の者が被害に遭った場合は、横浜市で相談に応じた上で住所地の地方公共団体と連絡調整を図ることを条例に盛り込んでいる。

横浜市では、同条例によって、犯罪被害者等の支援の充実のほか、関係機関との連携の強化と市民への理解促進を図ることで、犯罪被害者等が安心して暮らすことができる地域社会の実現に取り組んでいくこととしている。

- ・ 性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大

【施策番号201】

都道府県警察においては、性犯罪被害者から被害相談等を受けるための性犯罪被害相談電話窓口の設置、相談室の整備等を推

トピックス

性犯罪被害相談電話に係る全国共通電話番号

第3次基本計画において、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実等が盛り込まれ、性犯罪被害者支援の充実に関し、相談窓口の認知度の向上や相談しやすい環境整備等が掲げられた。

これを踏まえ、警察庁では、平成29年8月から、各都道府県警察が設置している性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号（以下「全国共通電話番号」という。）を導入している。

従来、各都道府県警察が設置している性犯罪被害相談電話では、都道府県警察ごとに個別の電話番号が設けられていたことから、一般的に認知度が高くなく、また、相談者が電話をかける際、個別の番号を調べなければならず、利便性が高いとはいえないなどの問題があった。

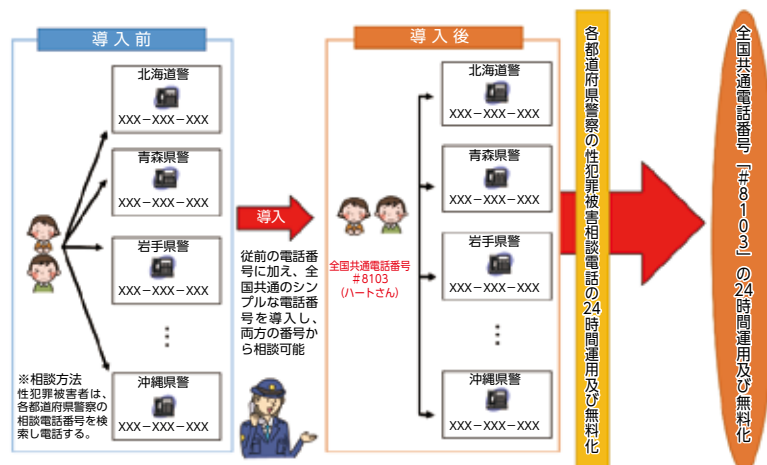
そこで、シンプルな全国共通電話番号を導入することにより、相談窓口の認知度の向上を図るとともに、相談者が相談窓口にアクセスしやすくなるなど、性犯罪被害者が相談しやすい環境を整えることとしたものである※。

全国共通電話番号は、性犯罪被害に理解の深い方々からの意見も踏まえ、「#8103」を採用し、同番号に電話をかけると、発信地を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながるようになっている。

また、警察においては、性犯罪被害者がより相談しやすい環境を構築するため、全国共通電話番号に係る取組として、全国共通電話番号の24時間運用の全国展開を推進したところ、令和元年度から実現した。現在はフリーダイヤルの導入による無料化を推進している。

全国共通電話番号は、警察が性犯罪被害者の心（ハート）に寄り添うことをイメージし、また、親しみやすいものとするため、「ハー（8）・ト（10）・さん（3）」と呼んでおり、ポスター等による広報を行っている。

※ なお、各都道府県警察の個別の性犯罪被害相談電話番号についても引き続き利用が可能である。



進し、性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡充を図っている。都道府県警察本部において、女性警察官等による性犯罪被害相談電話の受理体制及び相談室が整備されており、平成29年8月に、性犯罪被害者により相談しやすくなるよう、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号（#8103（ハートさん））を導入した。

また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、犯罪被害者支援団体が提供し得る支援の内容や秘密が守られること等を十分に説明した上で、当該被害者の同意を得てその被害者の連絡先や相談概要等を犯罪被害者等早期援助団体[※]に提供するなど、当該被害者が早期に犯罪被害者支援団体による支援を受けやすくなるように努めている。

2 調査研究の推進等（基本法第21条関係）

○ 主な取組

- ・ 暴力の被害実態等の調査の実施

【施策番号211】

内閣府においては、3年に一度を目途に、配偶者からの暴力の被害経験等、男女間における暴力による被害の実態把握に関する調査を行っている。（直近は平成29年度。これまで行った調査結果等は、内閣府ウェブサイト（http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/h11_top.html）を参照）。

- ・ 法務省における犯罪被害の動向・犯罪被害者に関する施策の調査

【施策番号212】

法務省においては、例年、犯罪白書の中で、犯罪による被害の統計や、刑事手続における被害者等が関与する各種制度の実施状況

等の調査結果を公表している（法務省ウェブサイト：http://www.moj.go.jp/housouken/housou_hakusho2.html）。

また、平成30年度に実施した第5回犯罪被害実態（暗数）調査につき、令和元年度においてその結果の分析・公表等を予定している。

3 民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）

○ 主な取組

- ・ 民間の団体への支援の充実

【施策番号224】

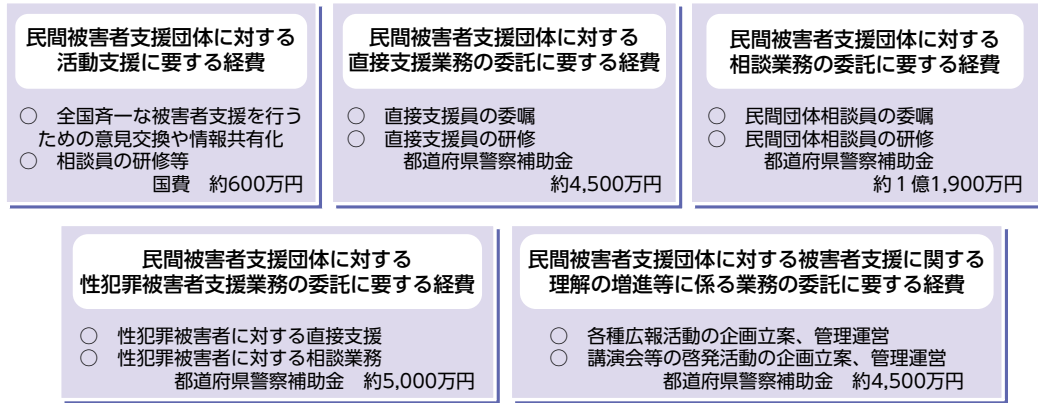
警察においては、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が実施する研修への講師派遣や会場の借上げ等の支援に努めているほか、活動支援に要する経費並びに直接支援業務、相談業務、性犯罪被害者支援業務及び被害者支援に関する理解の増進に係る業務の委託に要する経費を予算措置し、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対する財政援助に努めている。

厚生労働省においては、児童虐待防止及び配偶者からの暴力被害者等の支援について、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が実施している啓発活動等に対する支援を行っている。

また、児童福祉法等改正法により改正された児童虐待防止法に基づき、児童虐待の再発防止のため、子供の入所措置等を解除する際に、保護者への指導・カウンセリングや定期的な子供の安全確認等についてNPO法人等に委託できるようにするなど、児童虐待対応における児童相談所と犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の連携した取組を推進している。

※ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第23条の規定に基づき、犯罪被害者等の早期軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものとして、都道府県公安委員会が指定した非営利法人。

国による民間被害者支援団体に対する財政援助



令和元年度 約2億6,600万円
 ※ 四捨五入した額のため、各経費の合計額と一致しない。



- 警察における民間の団体との連携・協力の強化

【施策番号230】

警察においては、公益社団法人全国被害者支援ネットワークの運営・活動に協力しているほか、同ネットワーク加盟の民間被害者支援団体の運営に関しても、関係機関と連携しつつ、必要な支援や助言を行うと

ともに、犯罪被害者支援の在り方についての意見交換等を積極的に行っている。

特に、都道府県公安委員会が犯罪被害者等早期援助団体として指定した民間被害者支援団体には、犯罪被害者等の同意を得た上で当該犯罪被害者等の氏名や犯罪被害の概要等の情報を提供するなど、緊密な連携を図っている。